

日本社会病理学会学術奨励規則

2002年	10月	6日	施行
2005年	9月	17日	改定
2006年	9月	30日	改定
2010年	9月	25日	改定
2012年	9月	29日	改定
2020年	12月	26日	改定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、会員に対する研究奨励賞及び出版奨励賞の授与、学術書の出版助成、学会発表の費用補助、並びに学会刊行物への助成等についての必要事項を定め、もって会員の社会病理学ないしその関連領域に関する研究の奨励と、学会活動の活性化を図ることをその目的とする。

(学術奨励基金)

第2条

- 1 前条の目的を遂行するために、学会特別会計に学術奨励基金を積み立てる。
- 2 前条の目的を遂行するに必要な経費は、学術奨励基金から支出する。

(授賞及び助成候補者の選考及び決定)

第3条 研究奨励賞及び出版奨励賞の授与及び学術書の出版助成に関しては、選考委員会が授賞及び助成候補者を選考し、理事会がこれを決定する。

(選考委員会)

第4条

- 1 選考委員会は、委員長と委員若干名をもって構成する。
- 2 委員は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 委員長の選出は委員の互選とする。
- 4 委員長及び委員の任期は理事の任期に準じ3年とする。ただし、重任を妨げない。
- 5 選考委員会は任期1年の特別選考委員を若干名委嘱することができる。

(選考方法等)

第5条

- 1 選考対象業績の募集は、自薦及び他薦とし、その締切は別途定める。また、選考委員会が独自にこれを推薦することができる。
- 2 選考委員会は、研究奨励賞、出版奨励賞、学術書の出版助成の別に選考を行い、その結果に基づいて、授賞及び助成候補者を理事会に推薦する。
- 3 選考委員会が理事会に推薦する授賞及び助成候補者は、研究奨励賞、出版奨励賞、学術書の出版助成の別に各1名とする。ただし、選考委員会がとくに認めた場合は、この限りではない。
- 4 理事会は総会の前までに選考委員会の推薦にもとづいて授賞者を決定し、その結果を総会で発表するものとする。

5 賞状及び副賞の授与は、総会において行う。

(会費の納入)

第6条 会員が研究奨励賞及び出版奨励賞の授与、学術書の出版助成、会員の学会発表の費用補助を受けるには、当該年度の会費を納入していなければならない。

第2章 研究奨励賞の授与

(賞状及び副賞)

第7条

- 1 学会は、研究奨励賞として、賞状及び副賞を授与する。
- 2 副賞は、現金で10万円とする。

(選考対象)

第8条

- 1 研究奨励賞の選考は、選考年度の前年度の4月1日現在の会員であって、かつ選考年度の4月1日現在で35歳以下の会員が発表した研究業績を対象とする。ただし、この年齢を超えている場合であっても、大学院在籍中の会員または研究者としての定職を持たない会員等の業績は、これを選考の対象に含むものとする。
- 2 選考の対象とする研究業績は、選考の年を含めて6年以内に刊行された著書又は論文で、合わせて3点以内とする。
- 3 本条第1項のほか、本規則でいう「選考年度の前年度の4月1日現在の会員」とは、選考年度の前年度の4月1日以降、審査時点まで継続して会員である者をいう。

第3章 出版奨励賞の授与

(賞状及び副賞)

第9条

- 1 学会は、出版奨励賞として、賞状及び副賞を授与する。
- 2 副賞は、現金で10万円とする。

(選考対象)

第10条

出版奨励賞の選考は、選考年度の前年度の4月1日現在の会員が選考の年を含めて3年以内に出版した業績で、以下のいずれかに該当するものを対象とする。

- 一 学術研究の成果をまとめた単著書及びこれに準じる共著書で、教科書、入門書、啓蒙書などの類いを除いたもの
- 二 共同研究等の成果をまとめた編著書
- 三 その他理事会で相当と認めたもの

第4章 学術書の出版助成

(学術書の出版助成)

第11条 学会は、選考年度の前年度の4月1日現在の会員に対し、以下のいずれかに該当する未出版の業績を対象に、選考のうえ、出版助成費を交付する。

- 一 学術研究の成果をまとめた単著書及びこれに準じる共著書で、教科書、入門書、啓蒙書

- などの類いを除いたもの
- ニ 共同研究等の成果をまとめた編著書
 - 三 その他理事会で相当と認めたもの

(申請書等の提出)

第12条 前条の出版助成を受けようとする会員は、学会所定の申請書、完成原稿、出版社の見積書、その他選考委員会が指定する必要書類を、選考委員会が指定する期日までに学会宛てに提出しなければならない。

(助成費)

第13条 前条の出版助成費は、100万円を上限に、選考委員会で別個に決定する。

(クレジットの明記)

第14条 第11条に定める出版助成費の交付を受けて刊行した出版物には、日本社会病理学会学術奨励基金の交付を受けた旨のクレジットを適切な箇所に明記するものとする。

(出版物の寄贈)

第15条 出版助成費の交付を受けた会員は、当該原稿が出版された時点で、当該著作を一部学会に寄贈しなければならない。

(助成費の返還)

第16条 出版助成の交付を受けた会員が、交付を受けた日から1年以内に当該著作を出版できなかった場合には、すでに交付を受けた助成費の全額を理事会が指定する日までに学会に返還しなければならない。ただし、事情により、理事会は返還を猶予、又は返還額を減免することができる。

(助成の休止)

第17条 理事会は、第2条に定める学術奨励基金の積み立て状況を勘案して、必要だと判断した場合は、第11条に定める出版助成を休止することができる。

第5章 学会発表の費用補助

(学会発表の費用補助)

第18条 4月1日現在で大学院在籍中の会員又は35歳以下の定職を持たない会員が本学会の当該年度の大会、又は本学会が認める国内開催の国際学会で報告等を行う場合、学会は、本人の申し出により、交通費及び宿泊費の一部を補助することができる。

(補助額の決定)

第19条

- 1 交通費の補助額は、大会会場までの通常の交通費の2分の1を基準に、2万円を上限として研究担当理事の合議で個別に決定するものとする。ただし、大会会場までの通常の片道の交通費が3千円に満たない場合は、補助の対象としない。
- 2 宿泊費の補助額は、報告等を行うに宿泊を必要とする場合に限り、一律3千円とする。
- 3 複数の会員の共同による研究報告の場合も、その申請は1件として扱う。この場合、交通費の補助は、補助対象会員のうちで最も高額な交通費を対象としてその額を決定する。

(補助費の返還)

第20条 学会発表の費用補助を受けた会員が学会発表を行わなかった場合には、当該大会の終了後2週間以内に、補助費の全額を学会に返還しなければならない。ただし、事情により、理事会は返還を猶予、又は返還額を減免することができる。

第6章 学会刊行物への助成

(学会刊行物への助成)

第21条 学会は、学会活動の一環として書籍等を出版する場合、諸般の事情を考慮し、当該書籍の出版社等に相当額の助成を行うことができる。

(助成額の決定)

第22条

- 1 前条の助成の可否は、理事会の審議により決定する。
- 2 助成額は、会計担当理事の原案を理事会で審議し、決定する。

(クレジットの明記)

第23条 第21条に定める学会刊行物助成費の交付を受けて刊行した出版物には、日本社会病理学会学術奨励基金の交付を受けた旨のクレジットを適切な箇所に明記するものとする。

第7章 付則

(規則の改廃)

第24条 本規則は、理事会の議を経て改廃する。

(施行)

第25条 本規則は、2002年10月6日から施行する。

(旧規則の廃止)

第26条 本規則の施行に伴い、「日本社会病理学会学術奨励賞授与規則」は、これを廃止する。